様式３

会　議　記　録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和８年度第２回県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会
開催日時	令和８年９月１４日（月）午後２時～午後２時４０分
開催場所	綾瀬市役所　３１４・３１５会議室
出席者 ※会　長◎ 副会長○	・委員　18名 ◎二ノ宮　要子　○佐藤　和重 宮本　隆　越智　正則　天野　久美　山口　理恵　西本　順子 小久保恭子　金子　寿　亀田こずえ　今井美智代　前野　雄也 小嶋　光行　越地　稔　河村　尚子　金井　信高　入江　勇希(代理) 山田　亮太(代理) ・実施主体、市町村（説明者）　7団体
次回開催 予定日	―
問い合せ先	所　　属：綾瀬市福祉部福祉総務課総務担当 電話番号：0467-70-5613（直通） メールアドレス：wm.705613@city.ayase.kanagawa.jp
内　　容	別紙報告書のとおり

令和８年度 第２回 県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会　会議記録

日　時　令和８年９月１４日（月）　午後２時００分から午後２時４０分まで
会　場　綾瀬市役所　３１４・３１５会議室
出席者　協議会委員１８人（内２名代理出席）

二ノ宮　要子（会長）　佐藤　和重（副会長）

・宮本　隆　・越智　正則　・天野　久美　・山口　理恵
・西本　順子　・小久保　恭子　・金子　寿　・亀田　こずえ
・今井　美智代　・前野　雄也　・小嶋　光行　・越地　稔
・河村　尚子　・金井　信高　・入江　勇希(代理)
・山田　亮太(代理)

実施主体、市町村職員（説明者）７団体

１　開会：事務局（綾瀬市福祉部福祉総務課）
○委員２７人中１７人の出席により過半数を超えているため、会議の成立を確認
※１名途中入室
○一般傍聴者　２人
○資料の確認

２　議題
（１）　実施主体からの申請書に対する協議
(新規登録１件)
①一般社団法人　大笑（新規登録）
○厚木市担当者から資料１により新規登録申請の概要について説明
―質疑―
○旅客から収受する対価について、複数乗車はあるのか。
⇒複数乗車はありません。（厚木市担当者）
○事業所が２カ所あるが、それぞれで使用車両の軽セダンを持っているということでよいか。
⇒１カ所は一般車両１台、もう１カ所には自家用車１台を置いている。（実施主体）

○運送しようとする旅客の範囲について、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、全ての範囲で申請をしていると思うが、利用者の募集をまだしていないということであった。利用する人は見えているのか。

⇒現在、訪問介護を行っており、利用者よりの利用希望が出ていることから、今回、福祉有償運送の新規登録を行うものである。

福祉車両の購入も考えており、対象者を幅広く見込みたいと考え申請している。（実施主体）

○使用車両が２台であるため、福祉有償運送では運行管理責任者が不要である。使用車両が５台以上になると、運行管理責任者の資格が必要となるが、このことも理解しているか。

⇒問題ありません。（実施主体）

○運送の区域について、概要資料では厚木市と記載している。添付の申請書には、厚木市、伊勢原市と記載されているが、どちらが正しいのか。

正しいものに修正いただきたい。

⇒厚木市が正しいものとなる。（実施主体）

○伊勢原市が所属する協議会にも新規登録について申請するということか。

⇒今後、案件を提出する可能性はある。（実施主体）

○運送しようと旅客について、これから登録を行うということであるが、いつから募集を始めるのか。また、既に募集を始めているのか。

⇒募集はこれからである。登録が完了してからの募集を考えていた。

訪問介護の利用者へ周知をしており、５、６名は利用希望者がいる。（実施主体）

○福祉有償運送の制度上、利用会員の登録があって旅客の範囲が決まるものであるため、運輸支局への申請時には登録が１、２名でもないと、登録がないのも関わらず申請を行うこととなり、制度の趣旨に反したものになるため、利用会員の登録を検討してもらいたい。

また、協力事業者の氏名又は名称及び住所に事業者の記載があるが、これは該当しないものであるため、申請時には削除いただきたい。

伊勢原市での運送については、西湘・湘南西部地区の協議会に諮ってもらい、運輸支局へ申請してもらえればと思う。

⇒承知しました。（実施主体）

○セダンを使う場合、セダン等運転講習を受けなければならないと思うが、受講予定はあるのか。

⇒１１月に１名受講予定である。（実施主体）

○履歴事項全部証明書の目的等に、ペットタクシーの記載があるが、これはペットのみを運送するものなのか、介護タクシーでペットも併せて運送するものなのか、どちらになるか。

⇒介護タクシーでのペットの運送は考えていない。福祉有償運送での運送は行わない。（実施主体）

○貨物のような形の許可で、ペットタクシーを行うということか。

⇒貨物として運送を行う。（実施主体）

―協議成立―

（２）　実施主体の軽微な変更登録等に関する報告（変更申請１件、軽微な変更１件）

①特定非営利活動法人　ワーカーズ・コレクティブ ハミング

○厚木市担当者から資料２により、変更申請（運送する旅客の範囲の拡大）について説明

―質疑―

○運送しようとする旅客の範囲について、精神障がいの方の登録があったため、今回はロを追加していると思うが、トの肢体不自由、内部障がい、精神障害、その他の障がいの方が利用したいといった場合に、受け入れる体制はあるか。今後、範囲を拡大する場合、範囲の登録がないために利用を数カ月待ってもらうようなことも発生しうる。県央地区の協議会では、実施主体が利用者を受け入れる体制が整っていれば、すぐに支援が行えるよう全ての範囲を対象として申請し、承認されてきたと記憶している。

そこで、範囲の拡大をロだけではなく、トまで広げて申請することを提案したい。

⇒意見いただいたとおりだと思う。（実施主体）

―協議成立―

（範囲をイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トとして承認。）

②特定非営利活動法人　ワーカーズ・コレクティブ　たすけっと

○座間市担当者から資料３により、軽微な変更（代表者の変更）について説明

―質疑なし―

（3） その他

―質疑等なし―

3　閉会　副会長